

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員告示 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成 25 年 10 月 28 日

茨城県後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 黒川 活



平成 25 年度定期監査報告書

1 監査の対象

茨城県後期高齢者医療広域連合

2 監査した期日

平成 25 年 10 月 28 日

3 監査の範囲

次の期間における財務に関する事務の執行

- (1) 平成 24 年度⋯⋯平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日まで
- (2) 平成 25 年度⋯⋯平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

4 監査の方法

予算の経理及び予算の執行、備品の管理、業務委託契約等の財務に関する事務の執行状況について、関係法令に基づいて適性かつ効率的に行われたかを主眼とし、関係職員より説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務及び事務事業の執行は、適正に執行されたものと認める。

引き続き、効率的な事務の執行、保険料収納率の確保、健康診査の受診率の向上に努められたい。

6 監査執行者

茨城県後期高齢者医療広域連合
茨城県後期高齢者医療広域連合

監査委員 黒川 活
監査委員 村田 春男